

1. 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的な事項等を定めるものである。

自治基本条例が制定されると、市の他条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定（策定）又は運用されることとなり、自治基本条例は自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」といわれるものとなる。

2. 条例制定の背景と必要性

(1) 地方分権の進展

平成12年（2000年）の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体には、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任の原則のもと、その自主性や主体性が強く求められている。このため、自らの自治のあり方を再定義し、今後、更なる公民協働を推進するため、市民と行政が合意しておくべき事項を定める必要性が高まってきている。

(2) 市民との協働の必要性

成熟した現代社会において、様々な生活形態や価値観が生まれ、行政に対するニーズも多様化・高度化し、さらに、急激な少子高齢化の進行、環境問題、経済不況、財政難など、地方自治体は多くの問題を抱えている。このような中、地方分権の本来の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、その地域の住民が主体的にまちづくりに参加することが不可欠となっている。

また、NPO等の市民活動が活発に行われるようになってきたことで、市民と行政との協働によるまちづくりの推進がより一層求められている。

3. 自治基本条例制定の意義

今後のまちづくりに求められることは、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という意識のもと、市民が主役となった地域主体のまちづくりである。

本市においても、平成21年を「公民協働元年」と位置づけ、「門真市市民公益活動支援・協働指針」に基づき様々な方法により市民と行政による協働のまちづくりを積極的に推進しているとともに、平成22年度から10年間の行政運営の指針となる「門真市第5次総合計画」においても「協働」をまちづくりの基本目標を達成するための基本姿勢とし、行政運営を行っていくこととしている。

自治基本条例の策定過程において多くの市民の参画を得ることにより、市民自らも今後のまちづくりに対し当事者意識を持つことになり、市民ニーズを反映した行政運営の基本方針が明確化される。また、条例化することにより、議会での審議・議決の経路を経ることとなり、議会と行政の共通認識の基に市民参画が推進され、また、要綱等ではないため、首長の改選などによる状況の変化を受けにくくなり、制度としての安定性が増すことになる。

4. 条例制定の基本的な考え方

- (1) 自治基本条例は、自治に関する基本的な理念の確立を主な目的としていることから、条例の実効性を高めるべく、市民が主体となった市民目線による制定方法を採用する。
- (2) 市民との協働によるまちづくりを実現すべく市民の権利と義務、市民参画の手法等を明記するとともに、地域ニーズの把握や地域課題の解決に向け、住民が主体となって取り組むことができる小学校区単位の地域自治組織の設置も視野に入れ、地域の個性や主体性を尊重しながら市民の一体化を推進する条例づくりに努める。
- (3) 条例制定過程における市民参画は、公募市民を含めた市民検討委員会（策定部会・検討部会）を設置するとともに、当該委員会に参加できない市民への情報提供及び意見聴取については、校区単位の検討組織の設置を予定する他、市ホームページや広報紙を活用した市民アンケート、企業・団体ヒアリング、市民説明会、パブリックコメント手続など、多様な機会を活用し可能な限り情報提供及び意見聴取に努める。

5. 制定体制

制定体制については、「4. 条例制定の基本的な考え方（1）」に記載のとおり、市民が主体となった制定方法を採用する必要があるため、主に次の体制をもって制定作業を進める。

(1) 市民検討委員会の発足

自治基本条例の実効性を考慮し、できるだけ広範な市民の意見を反映するため、公募市民及び学識経験者を委員とする市民検討委員会を発足し、本市に相応しい自治基本条例を検討し、条例の原案を「条例制定検討委員会」に報告する。

なお、市民検討委員会は条例の基礎となる項目を検討する「検討部会」及び「検討部会」から提案された内容を踏まえ条例に体系化し、条例原案を作成する「策定部会」に分けて設置する。

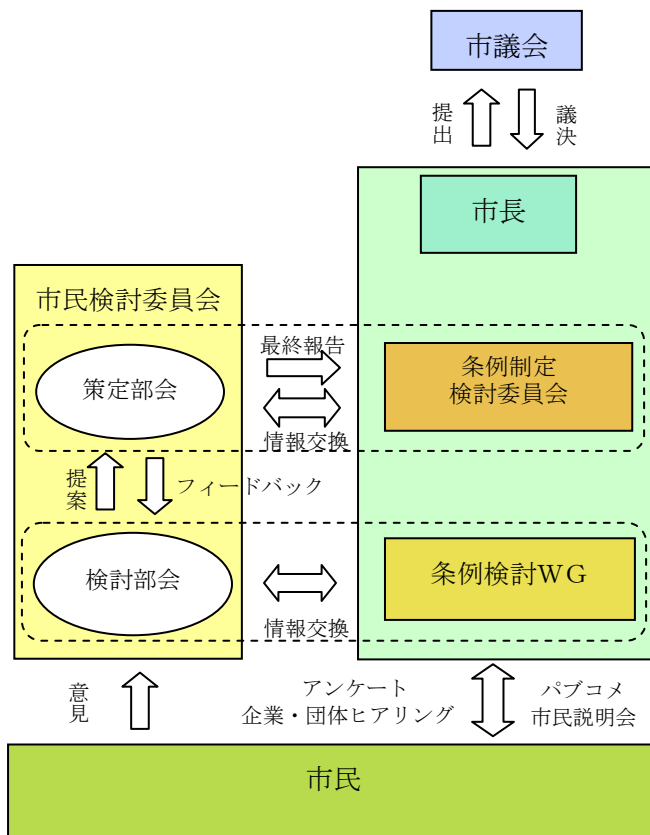
(2) 条例制定検討委員会の設置

副市長をはじめとする全部局長により構成する条例制定検討委員会を設置し、制定過程において市民検討委員会の「策定部会」との情報交換を図るとともに、市民検討委員会より報告された条例原案に基づき、専門的な検討を行い、条例案を検討する。

(3) 条例検討ワーキンググループの設置

公募職員で構成するワーキンググループを設置し、市民検討委員会の「検討部会」との情報交換を図るとともに、行政の立場より助言を行う。

制定体制（イメージ図）



市民検討委員会・・検討部会（学識経験者1人・公募市民）
策定部会（学識経験者2人・公募市民）
で構成する。

- ①検討部会…条例制定の基礎となる項目を検討し、策定部会に提案する。
- ②策定部会…検討部会より提案された内容を踏まえて条例に体系化し、条例原案を作成し条例制定検討委員会に報告する。

条例制定検討委員会・・市長を除く庁議構成員で構成し、策定部会との情報交換を図り、策定部会から報告された原案を踏まえて条例案を検討する。

条例検討WG・・公募職員で構成し、検討部会で検討されている内容に対して行政の立場より助言等を行うとともに事務局の補助を行う。

市民アンケート・・・広報紙を活用し全市民にアンケート
企業・団体ヒアリング・・・市内製造業・商業、各種団体
に対しヒアリング

パブリックコメント・・素案について市民意見を聴取
市民説明会（校区単位）・・・素案について校区単位で説明会を実施し、意見を聴取

6. スケジュール

「(仮称) 門真市自治基本条例」は、平成23年12月制定、平成24年4月施行を目標に制定作業を進める。

平成22年度		平成23年度	
6月	条例制定基本方針の決定	4月～6月	市民検討委員会による条例素案の検討
8月	市民検討委員会委員公募（8/1 広報紙・市HP） 条例制定検討委員会及び条例検討WGの発足	7月～8月	パブリックコメント 市民説明会
9月～3月	市民検討委員会及び条例制定検討委員会等による条例素案の検討	9月	市民検討委員会及び条例制定検討委員会等による条例案の作成
		12月	市議会に条例案提出